

# 宮園小学校 P T A 規約

平成 21 年 4 月

宮園小学校 P T A

# 宮園小学校PTA規約

## 第1章 総 則

(名称および事務局)

第1条 本会は宮園小学校PTA（以下「本会」という）と称し、事務局は宮園小学校に置く。

(目 的)

第2条 本会は教職員と保護者及び地域社会との協力・連携によって、児童の幸福で健全な育成をはかることを目的とする。

(活 動)

第3条 本会は第2条の目的を達成するため、次の活動を行う。

1. 会員相互の研修及び親睦をはかり、より良い保護者、より良い教職員となるよう努力する。
2. 児童の生活環境を良くする。
3. 家族と学校の連絡を緊密にして、児童の生活を指導する。
4. その他必要と認める事項。

(方 針)

第4条 本会は教育を本旨とする団体として、次の方針により活動する。

1. 本会は会員相互の自主性を尊重し、学校の教育活動について意見を述べることはできるが、直接学校の管理運営や人事に干渉しない。
2. 本会は児童の教育並びに、福祉のために活動する他団体及び機関と協力する。
3. 本会は自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配・統制・干渉も受けない。
4. 本会は特定の政党や宗教にかたよることなく、また、もっぱら営利のみを目的とするような行為は行わない。

## 第2章 会 員

(会 員)

第5条

1. 本会の会員は本校児童の保護者及び本校職員とする。
2. 会員は人種・思想・信条・宗教・職業及び性別による差別を受けず、平等の権利と義務をもつものとする。

## 第3章 役員及び委員

(役員及び委員)

第6条

1. 役 員  
会 長 1名  
副 会 長 3名（ただし原則として同性で占めない）  
顧 問 1名（校 長）  
事務局 長 1名（教 頭）

会 計 2 〃  
書 記 2 〃  
会計監査 2 〃

2. 委 員

学 級 委 員 若干名  
広 報 委 員 〃  
保 健 体 育 委 員 〃  
育 成 委 員 〃

(役員及び委員の選出)

第7条

1. 役 員

前年度の最終懇談時において会員の中より推薦並びに立候補によって選出する。  
ただし、推薦の場合は本人の承諾を必要とする。

2. 委 員

各委員の選出方法は運営細則による。

3. 選出にあたって考慮する事項

同一人が二つ以上の役員及び委員を兼任しない。

(役員及び委員の任期)

第8条

1. 任期は1年とし再任は妨げない。

2. 任期の途中で補充先任された者の任期は前任者の残余の期間とする。

(役員及び委員の任務)

第9条

1. 役 員

会 長 本会を代表して会務を統括する。  
副 会 長 会長を補佐し、会長不在の場合はその職務を代行する。  
顧 問 会長の諮問に応じて本会の運営に参画する。  
事務局長 本会の事務を司る。  
書 記 事務局長を補佐する。  
会 計 本会の金銭の収支等を行い事務局長を補佐する。  
会計監査 本会の会計監査を行う。

2. 委 員 おおむね運営細則(別表1)による。

## 第4章 会 議

(会 議)

第10条 本会の会議は次のとおりとする。

1. 総 会
2. 運営委員会
3. 役 員 会
4. 委 員 会

## 5. 特別委員会

### (総 会)

#### 第11条

1. 総会は本会の最高議決機関であって、定期総会と臨時総会とし、全会員をもって構成する。
2. 定期総会は年度初めに開催する。
3. 臨時総会は会長及び運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要請があったときに開催する。
4. 総会は会員の3分の1（委任状を含む）以上の出席をもって成立し、出席者の過半数の賛成により可決する。ただし、委任状は総会の決議に従うものとする。
5. 総会は次のことを決定する。
  - (1) 年間事業計画及び予算・決算に関すること。
  - (2) 選出役員の承認。
  - (3) 規約改正に関すること。
  - (4) その他重要事項。

### (運営委員会)

第12条 運営委員会は会計監査を除く役員・各委員会代表(委員長又は副委員長)及び教職員代表をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、次の任務を行う。

1. 総会に提出する議案の作成ならびに次年度役員候補の推薦。
2. 総会で委任された事項の決定。
3. 本会の運営及び庶務の執行。
4. 各委員会相互の連絡調整。
5. その他必要事項。

### (役員会)

第13条 役員会は会計監査を除く役員で構成し、緊急を要する時に、会長が招集する。

### (委員会)

第14条 委員会は、学級委員会・広報委員会・保健体育委員会・育成委員会とし、各委員長が招集し、各委員会の活動内容について審議・執行する。なお、必要に応じて四委員会の連絡会を開くことができる。

### (特別委員会)

第15条 運営委員会が必要と認めた時に、その都度その特別委員会の委員を選出し、特別委員会を設ける。

## 第5章 会 計

#### 第16条

1. 本会の経費は会員及びその他の収入をもって充てる。
2. 本会の会費は月額を次のとおりとする。

長子・・・300円      第2子以降・・・150円

第17条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第18条 本会の会計は総会で議決された予算に基づいて行われる。ただし、補正の必要が生じた時は運営委員会で補正することができる。

第19条 本会の決算は、会計監査を経て総会に報告しその承認を得なければならない。

## 第6章 細 則

第20条 本会の運営に必要な細則は、この規約に反しない限りにおいて運営委員会で決議する。

第21条 運営委員会は細則を改正した時は、すみやかに全会員に報告しなければならない。

## 第7章 付 則

本規約は、平成2年5月13日より施行する。

**平成3年度定期総会において一部改正した。**

改正内容

1. 第7条2(2)育成委員1名の後に(各地区子ども会育成会会長)と追記した。
2. 運営細則 別表1(第9条2関係)の表下に下記を追加した。

※ 育成委員は、随時各地区子ども会育成会役員の協力をあおぎ、上記の職務にあたるものとする。

**平成5年度定期総会において一部改正した。**

改正内容

1. 第14条に(なお、必要に応じて4委員会の連絡会を開くことができる。)と追記した。
2. 運営細則 第2条 会費の徴収につき2ヵ月に一度を(6ヵ月)に一度とする。

**平成7年度定期総会において一部改正した。**

改正内容

1. 運営細則 第3条2. 1年毎に500円加算を(1,000円)とした。

**平成8年度定期総会において一部改正した。**

改正内容

1. 第6条 保健体育委員の次にPTAの日実行委員を追記した。
2. 第7条2(1) 保健体育委員の次にPTAの日実行委員2名を追記した。
3. 第14条 育成委員会の次にPTAの日実行委員会を追記し、4委員会を5委員会に改正した。
4. 運営細則 第2条に徴収した会費は返還しない旨を追記した。
5. 運営細則別表1(第9条2関係)の表に、PTAの日実行委員、『PTAの日』の企画立案及びバザーなどの実施運営 その他を追記し、またPTCAの企画実施を学級委員会へ移記した。
6. 運営細則別表1(第9条2関係)の表の下 ※ バザーは学級選出委員が呼びかけて、その都度全会員の中より実行委員を選出し、企画実施する。
7. 運営細則別表2(第3章関係)の組織図に、PTAの日実行委員長・副委員長・PTAの日実行委員(各学級より2名)・教員代表・PTAの日実行委員会・各々クラス所属メンバーを追記した。4委員会連絡会は5委員会連絡会とした。

**平成11年3月17日運営委員会において一部改正した。**

1. 運営細則 第4条 の慶弔について第6項、7項を追記した。

**平成13年度定期総会において一部改正した。**

改正内容

1. 7条の2-(2)を次の様に変更した。  
地区選出委員は、別表(3)に定める各ブロックから選出する。

育成委員 1 名（各ブロックから立候補、または互選により選出する）

2. 運営細則に別表 3 を追加した。

別表 3（第 7 条の 2 -（2）関係）

ブロック名	構成地区	ブロック名	構成地区
第 1 ブロック	1 丁目、2 丁目	第 5 ブロック	8 丁目、9 丁目
第 2 ブロック	3 丁目、5 丁目	第 6 ブロック	上 1 丁目、上 2 丁目
第 3 ブロック	4 丁目	第 7 ブロック	上 3 丁目、上 4 丁目、上 5 丁目
第 4 ブロック	6 丁目、7 丁目		

平成 13 年 1 月 19 日運営委員会において一部改正した。

改正内容

1. 運営細則別表 3 の第 5 ブロック（8 丁目、9 丁目）を単独ブロックとし、7 ブロック制を 8 ブロック制とした。

別表 3（第 7 条の 2 -（2）関係）

ブロック名	構成地区	ブロック名	構成地区
第 1 ブロック	1 丁目、2 丁目	第 5 ブロック	8 丁目
第 2 ブロック	3 丁目、5 丁目	第 6 ブロック	9 丁目
第 3 ブロック	4 丁目	第 7 ブロック	上 1 丁目、上 2 丁目
第 4 ブロック	6 丁目、7 丁目	第 8 ブロック	上 3 丁目、上 4 丁目、上 5 丁目

平成 14 年 1 月 13 日臨時総会において一部改正した。

改正内容

1. 第 6 条 2.各委員の人数(若干名)を追記した。
2. 第 7 条 2.委員(1)学級選出委員は次のとおり、各学級より選出する。  
学級委員 2 名、広報委員 1 名、保健体育委員 1 名、PTA の日実行委員 2 名を各委員の選出方法は運営細則による。とした。
3. 第 7 条 2.委員(2)地区選出委員は、別表(3)に定める各ブロックから選出する。育成委員 1 名（各ブロックから立候補、または互選により選出する）(H11.4.21 改訂)。を削除した。
4. 第 7 条 2.委員(3)他に若干名、教職員より各委員を選出する。を削除した。
5. 第 7 条 3.各委員会の委員長と副委員長（2 名）は、当該委員の互選により選出する。なお、学級委員会においては各学年の学級委員より、学年代表各 1 名当該委員の中より互選する。(学級委員長は学年代表を兼任しない) を削除した。
6. 第 7 条 4. 選出にあたって考慮する事項(2)同一人が二学級以上で委員とならない。を削除した。
7. 第 8 条 3.育成委員は 3 月までに次年度の委員を選出して、事務局長に届ける。を削除した。
8. 第 9 条 1.役員 会計・書記 事務局長を補佐する。を書記 事務局長を補佐する。会計 本会の金銭の収支等を行い事務局長を補佐する。とした。
9. 第 9 条 2.委員 おおむね別表(1)による。をおおむね運営細則(別表 1)による。とした。
10. 第 1 2 条 運営委員会は会計監査を除く役員・各委員長及び教職員代表をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、次の任務を行う。を運営委員会は会計監査を除く役員・各委員会代表（委員長又は副委員長）及び教職員代表をもって構成し、会長が必要に応じて招集し、次の任務を行う。とした。
11. 運営細則に第 6 条 委員は次のとおり、学級又は学年から選出する。
  1. 会員は児童の在籍する学級のうちいずれか一つの学級に所属する。
  2. 各委員は学級から選出する。ただし、学級委員を除く委員については、学級所属会員数が 15 名以下の場合には学年から選出する。

学級委員 2名、広報委員 1名、保健体育委員 1名、PTAの日実行委員 2名、育成委員 2名。  
を追記した。

12.運営細則別表1(第9条2関係)を一部変更した。

(変更前)

別表 1

地区選出委員	育成委員	地区子供会の育成(研修会等) 交通安全指導(あいさつ運動) 市内社会教育機関との連携 市校外補導連盟の運営に参加 その他
学級選出委員	学級委員	学級経営の協力・学級懇談会の運営 講演会・PTCA等の企画実施 その他
	広報委員	PTA新聞の発行 PTA活動の趣旨の普及宣活動 その他
	保健体育委員	会員の親睦体育大会の企画実施 児童及び会員の保健衛生 学校給食の調査研究 学校環境の整備 その他
	PTAの日実行委員	『PTAの日』の企画立案及び実施運営 その他

※ 育成委員会は、随時各地区子ども会育成会役員の協力をあおぎ上記の職務にあたるものとする。

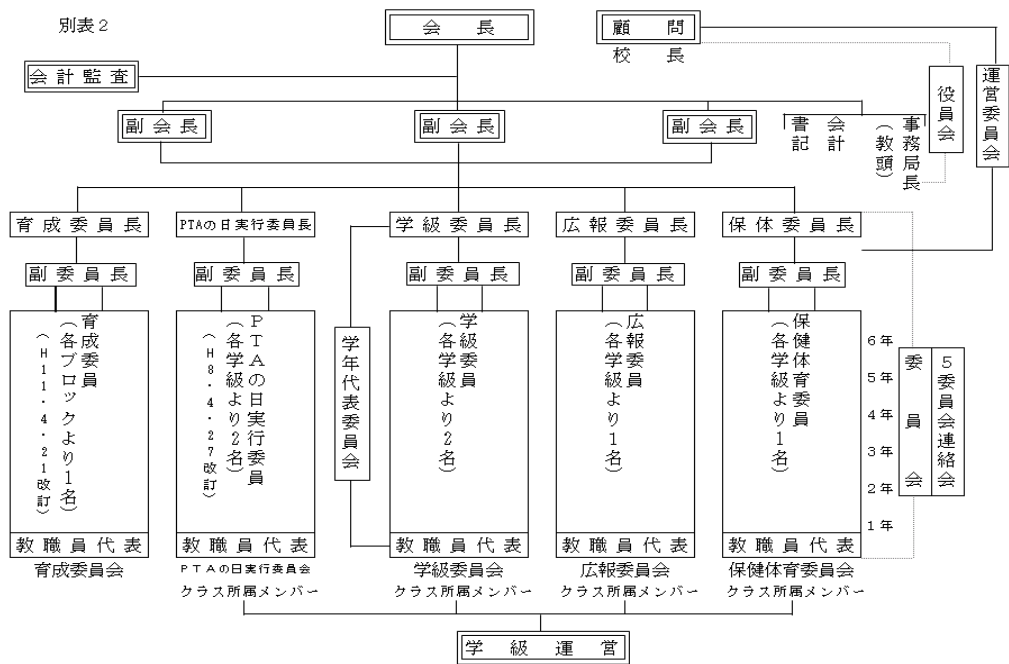
(変更後)

別表 1

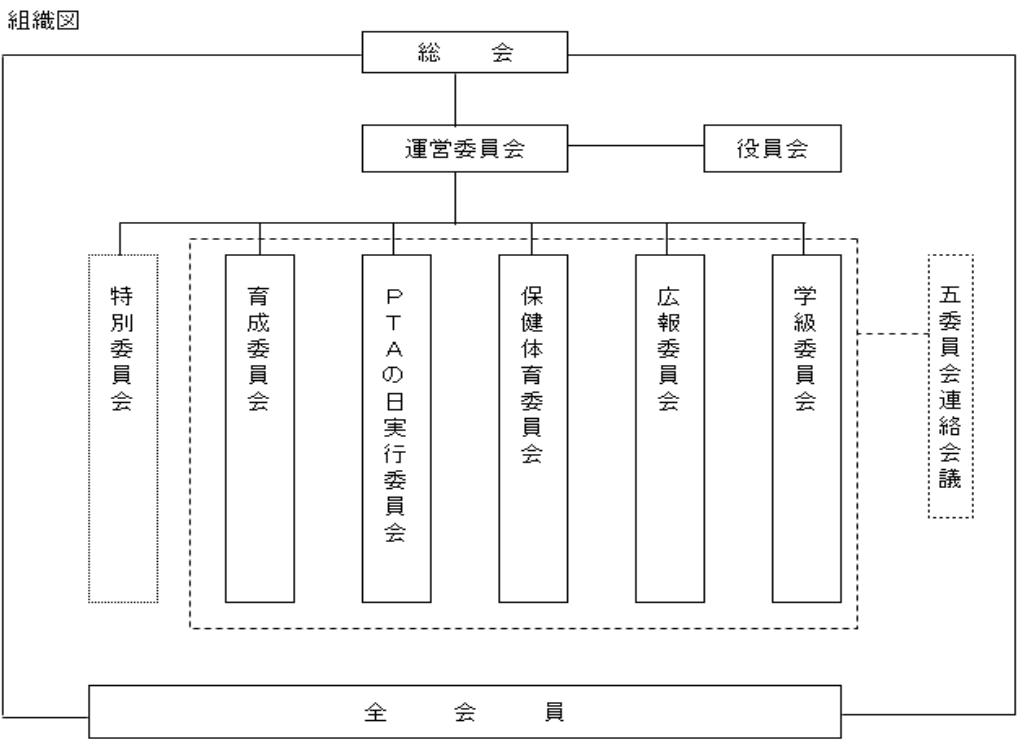
委員の任務	学級委員	・学級運営の協力・学級懇談会の運営の協力 ・講演会・PTCA等の企画実施 ・その他
	広報委員	・PTA新聞の発行 ・PTA活動の趣旨の普及宣伝活動 ・その他
	保健体育委員	・会員の親睦体育大会の企画実施 ・児童及び会員の保健衛生 ・学校給食の調査研究 ・学校環境の整備 ・その他
	PTAの日実行委員	・『PTAの日』の企画立案及び実施運営 ・その他
	育成委員	・児童の育成のための、会員・地域との連携(子ども交流会) ・校外指導(あいさつ運動の企画等) ・市内社会教育機関との連携 ・その他(プール当番の企画等)

13.運営細則別表 2(第4章関係) を一部変更した。

(変更前)



(変更後)



14.運営細則別表 3 を削除した。

別表 3 (第7条の2-(2) 関係)

ブロック名	構成地区	ブロック名	構成地区
第1ブロック	1丁目、2丁目	第5ブロック	8丁目
第2ブロック	3丁目、5丁目	第6ブロック	9丁目
第3ブロック	4丁目	第7ブロック	上1丁目、上2丁目
第4ブロック	6丁目、7丁目	第8ブロック	上3丁目、上4丁目、上5丁目



平成16年2月20日運営委員会において一部改正した。

改正内容

1. 第6条 2.各委員の人数を次の様に変更した。  
学 級 委 員 2名→1名  
PTAの日実行委員 2名→1名  
育 成 委 員 2名→1名
2. 別表1の育成委員会の（子供交流会）を削除した。

平成17年2月16日運営委員会において一部改正した。

改正内容

1. 第6条 2.各委員の人数を次の様に変更した。  
学 級 委 員 1名→2名

平成17年度定期総会において一部改正した。

改正内容

1. 第16条 2.会費の月額を次の様に変更した。  
長 子・・・200円→300円  
第2子以降・・・100円→150円

平成18年2月16日運営委員会において一部改正した。

改正内容

2. 第6条 2.各委員の人数を次の様に変更した。  
広 報 委 員 1名→2名  
広 報 所 属 会 員 置かない

平成21年1月15日の臨時総会において一部改正した。

改正内容

1. 第3章第6条2委員より、PTAの日実行委員会を削除した。
2. 第3章第7条1役員において、選出時期を次のように改正した。  
総会→前年度の最終懇談時
3. 第4章第11条5総会の決定において次のように改正した。  
(2) 役員の選出→(2) 選出役員の承認
4. 第4章第14条より、PTAの日実行委員会を削除し、五委員会を四委員会に改正した。
5. 運営細則第6条1・2において、次のように改正した。
  - 1、 いずれか一つ→原則として長子
  - 2、 →学級委員は学級から選出する。広報委員、保健体育委員、育成委員については、学年から選出する。  
すべての保護者は学級委員会の所属とする。  
学 級 委 員 2名（委員長及び副委員長の学級からはさらに1名追加）  
広 報 委 員 2名  
保健体育委員 2名

育成委員 2名

6. 運営細則別表1（第3章第9条2）を次のように改正した。

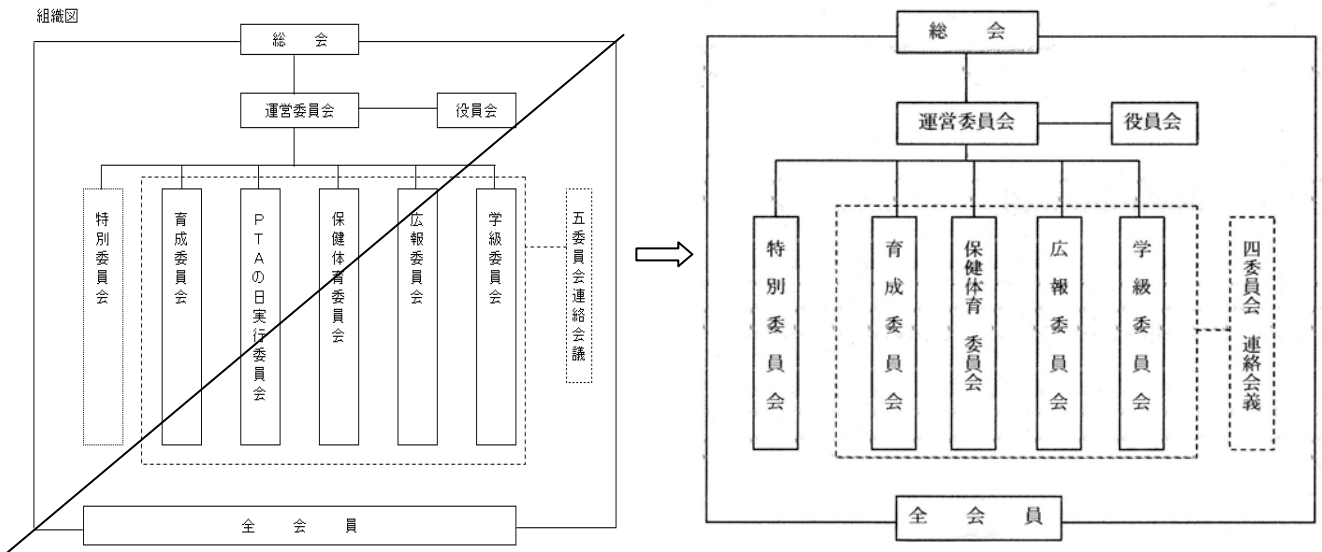
委員 の 任 務	学級委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級運営の協力・学級懇談会運営の協力</li> <li>・PTAの日の企画実施(PTCAの活動とする)</li> <li>・その他(講演会など)</li> </ul>
	広報委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA新聞の発行</li> <li>・PTA活動の趣旨の普及宣伝活動</li> <li>・その他</li> </ul>
	保健体育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の親睦体育大会の企画実施</li> <li>・プール当番の企画実施</li> <li>・児童及び会員の保健衛生</li> <li>・学校環境の整備の企画実施</li> <li>・その他(市P連競技大会など)</li> </ul>
	育成委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の育成のための、会員・地域との連携</li> <li>・校外指導(あいさつ運動の企画等)</li> <li>・市内社会教育機関との連携(市P連の講演会など)</li> <li>・学校給食への取り組み</li> <li>・その他</li> </ul>

8. 別表2（第4章関係）の組織図を次のように改正した。

組織図

改正前

改正後



# 宮園小学校PTA運営細則

第1条 この細則は宮園小学校PTA規約第20条及び第21条より定める。

(会費の徴収)

第2条 本会の会費の徴収は各人ごとに6ヵ月に一度する。徴収した会費は返還しないものとする。

(記念品又は餞別)

第3条 教職員が転退職する場合には、次のとおり記念品又は餞別を贈る。

1. 1年および1年未満。 1,000円
2. 2年目以降は1年毎に1,000円を加算。
3. ただし、5,000円を限度とする。

(慶 弔)

第4条 会員及び会員の児童への慶弔は次のとおりとする。

1. 会員及び会員の児童の死亡弔慰金・・・5,000円
2. 教職員の結婚の祝い金・・・・・・・・・・5,000円
3. 教職員及び会員の児童が1ヵ月以上  
休業する傷病にあった時・・・・・・・・・・2,000円
4. 教職員が出産した時・・・・・・・・・・3,000円
5. 会員が本会の活動に従事していて、  
不慮の事故にあい、入院した時・・・・・・3,000円
6. 教職員一親等の死亡・・・・・・・・・・弔電
7. 非会員の慶弔 会長副会長に一任、運営委員会に報告する。

(旅 費)

第5条 会員が会務のために出張した時は、次のとおり旅費を支給する。

1. 交通費 実費
2. 食 費 実費(ただし、一食につき800円を限度とする)
3. 宿泊費 実費(ただし、8,000円を限度とする)

(学級所属および委員の選出)

第6条 委員は次のとおり、学級又は学年から選出する。

1. 会員は児童の在籍する学級のうち原則として長子の学級に所属する。
2. 学級委員は学級から選出する。広報委員、保健体育委員、育成委員については、学年から選出する。  
すべての保護者は学級委員会の所属とする。

学 級 委 員 2名(委員長及び副委員長の学級からはさらに1名追加)

広 報 委 員 2名

保 健 体 育 委 員 2名

育 成 委 員 2名

3. 他に若干名、教職員より各委員を選出する。
4. 各委員会の委員長と副委員長(若干名)は、当該委員の互選により選出する。

別表 1

委員 の 任 務	学級委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学級運営の協力・学級懇談会運営の協力</li> <li>・PTA の日の企画実施 (PTCA の活動とする)</li> <li>・その他 (講演会など)</li> </ul>
	広報委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・PTA 新聞の発行</li> <li>・PTA 活動の趣旨の普及宣伝活動</li> <li>・その他</li> </ul>
	保健体育委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会員の親睦体育大会の企画実施</li> <li>・プール当番の企画実施</li> <li>・児童及び会員の保健衛生</li> <li>・学校環境の整備の企画実施</li> <li>・その他 (市 P 連競技大会など)</li> </ul>
	育成委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童の育成のための、会員・地域との連携</li> <li>・校外指導(あいさつ運動の企画等)</li> <li>・市内社会教育機関との連携 (市 P 連の講演会など)</li> <li>・学校給食への取り組み</li> <li>・その他</li> </ul>

別表 2

組織図

